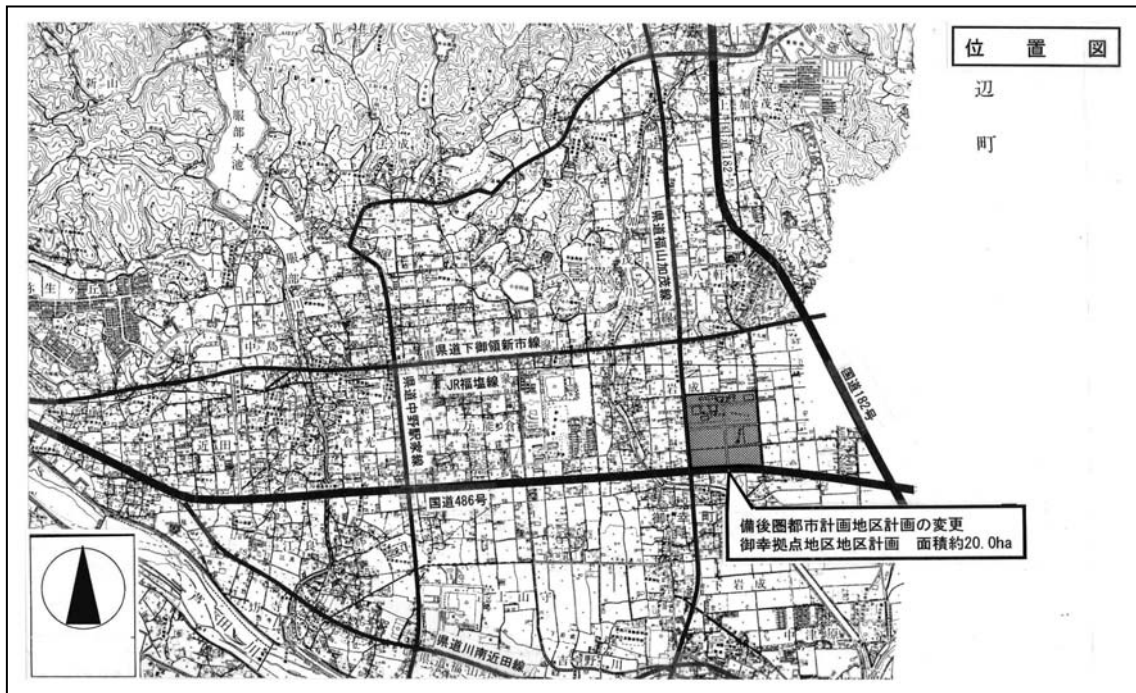


11. 御幸拠点地区地区計画

名 称		御幸拠点地区地区計画	
位 置		福山市御幸町上岩成地内	
面 積		約20.0ha	
区域の整備， 開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、福山市中心部より北方約6キロメートルに位置し、福山地方拠点都市地域の教育・医療・研究拠点地区の位置付けのもと、福山平成大学が開学し、また、広島県により多目的交流施設の整備も進められている。</p> <p>そこで本地区は、北部地域の拠点として相応しい土地利用を計画的に誘導し、魅力ある拠点づくりを進めるものとする。</p>	
	土地利用の方針	<p>高等教育機能をはじめ、交流機能、産業支援機能、高度医療機能、商業機能等の導入・強化・充実により、人材を育て、様々な交流を進め、また、生きがいのある生活を支える拠点地区にふさわしい土地利用を図るものとする。</p>	
	地区施設の整備方針	<p>地区内は、開発事業により道路、公園等が既に整備されており、この機能を維持、保全していくものとする。</p>	
	建築物等の整備方針	<p>地区は、開発事業によりスーパーブロックの街区が整備されており、これを活かし、拠点地区に相応しい魅力ある大規模施設の誘導を図る。</p>	
地区整備計画	地区の区分	名 称	医療拠点地区
		面 積	約2.5ha
			沿道地区
	建築物等の用途の制限	<p>建築できる建築物は、次の各号に掲げる建築物とする。</p> <p>(1) 建築基準法(以下「法」という。)別表第2(イ)項第9号に掲げるもの</p> <p>(2) 法別表第2(ハ)項第2号から第4号まで、又は第7号に掲げるもの</p> <p>(3) 法別表第2(ニ)項第3号に掲げるもの</p> <p>(4) 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p> <p>(6) 前各号若しくは右欄第(2)号に掲げる建築物の利用に供する自動車車庫</p>	<p>建築できる建築物は、次の各号に掲げる建築物とする。</p> <p>(1) 左欄第(1)号から第(4)号までに掲げるもの</p> <p>(2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもの</p> <p>(3) 前各号の建築物に附属するもの</p> <p>(4) 前各号に掲げる建築物の利用に供する自動車車庫</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>敷地面積の最低限度は1,000平方メートルとする。</p> <p>ただし、法別表第2(イ)項第9号に該当する建築物はこの限りではない。</p>	

「区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示の通り」

■位置図



■計画図(地区計画区域及び地区整備計画区域)

